

富山県移住支援金制度法人向けQ & A

1 登録申請について

Q 1 毎年度、申請をする必要がありますか。

A 1 申請は毎年度することは要しませんが、対象法人要件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨、ご連絡願います。

Q 2 登録料は必要でしょうか。

A 2 登録や求人掲載は無料です。また、移住者に対しての支援金についても、法人に負担を求めることはありません。

Q 3 既にとやまUターンガイドに登録していますが、改めて移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。

A 3 必要です。先行募集期間（3月1日～3月15日）は、仮申請をメールにて行ってください。その後、押印した登録申請書、添付書類（履歴事項全部証明書、その他必要な書類等）を送付願います。

Q 4 現在も、移住支援金の要件を満たす求人情報をとやまUターンガイドに掲載していますが、改めて求人情報登録が必要でしょうか？

A 4 必要です。求人情報の内容を変更しない場合は、求人情報の複製機能をご活用の上、申請願います。

詳しくは、法人登録マニュアルP21以降をご参照ください。

また、移住支援金対象求人の公開後（4月上旬後）は、お手数ですが複製元の求人情報を速やかに取り下げくださるようお願いいたします。

Q 5 対象法人登録申請後、すぐに移住支援金の対象求人を入力できますか。

A 5 対象法人としての要件を満たしているか、県で確認し、電子メールにて承認通知後に入力が可能となります。

Q 6 先行募集（3月1日～3月15日）以降は法人登録や求人情報の申請を受け付けないのでしょうか。

A 6 先行募集締め切り後も、申請を受け付けます。但し、求人の掲載日が制度開始の公開時（4月上旬予定）には間に合わない可能性があることについて、ご承知おきください。

2 対象法人、対象求人に関する要件について

Q 7 個人事業主、法人格を持たない団体は対象となりますか。

A 7 対象外です。

Q 8 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

A 8 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合に係わらず出資等している主体が含まれます。なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等も当該主体に含まれます。

Q 9 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合や1次産業の法人は含まれますか。

A 9 含まれます。

Q 10 みなし大企業とはどのような法人でしょうか。

A 10 以下のいずれかの該当する法人です。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

Q 11 移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A 11 法人単位での登録をお願いします。

Q 12 富山県に本店のある法人で他県が就業地である求人を考えている場合、どの県のマッチングサイトに求人票を提出したらよいでしょうか。

A 12 移住支援金は、移住支援金対象者が勤務地に関わらず居住地となる市町村に申請することとなっています。

そのため、就業地が他県である場合は、他県のマッチングサイトに求人票を提出願います。

3 移住支援金対象者について

Q13 移住支援金対象者が、就業後に移住しても、移住支援金の対象となるのでしょうか。

A13 移住と就業の順序は問わず、制度開始（4月上旬）後に、とやまUターンガイドに対象求人が掲載された後に就業して移住支援金申請時に就業から3か月が経過しており、かつ、転入して移住支援金申請時に転入後3か月以上1年以内であれば支給対象となります。

Q14 移住希望者がとやまUターンガイドに掲載された求人情報を閲覧しておらず、とやまUターンガイドを介さずに就業した場合でも移住支援金の対象となりますか。

A14 とやまUターンガイドを介すか、否かは問わず、支給対象となります。但し、とやまUターンガイドに移住支援金の対象求人として掲載された後に応募して就業する必要があります。

Q15 移住支援金対象者が、就業した場合、法人における手続きが必要でしょうか。

A15 移住支援金対象者の求めに応じて、就業証明書の発行をお願いします。

4 登録申請書について

Q16 法人番号は、どこで確認すればよいでしょうか。

A16 国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) にて確認が可能です。

なお法人番号は、12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）の数字のみで構成される13桁の番号になります。履歴事項全部証明書に記載されている、会社法人等番号（12桁）は基礎番号部分ですので、会社法人等番号のみを記入されないよう、ご注意願います。